

安全衛生だより第11号

1. 12月全国行事

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 冬の省エネ総点検の日 | 12月1日 |
| 2) 大気汚染防止推進月間 | 12月1日～31日 |
| 3) 地球温暖化防止月間 | 12月1日～31日 |
| 4) 年末年始無災害運動 | 12月1日～1月15日 |

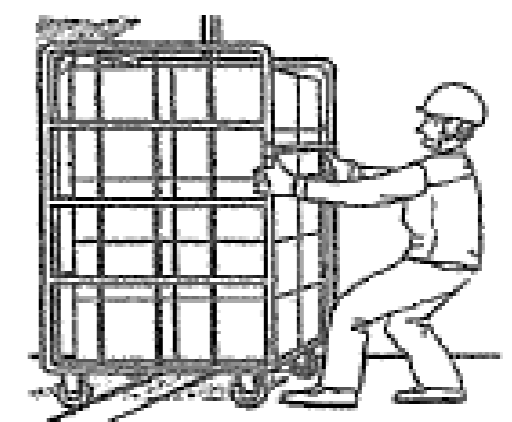
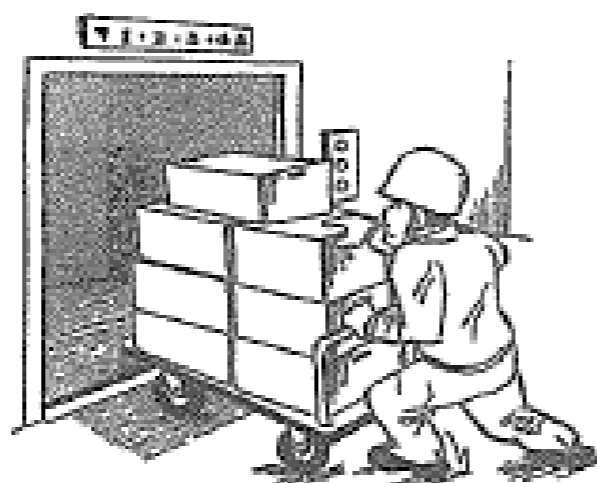
2. 安全・衛生・防災の心得 : 手動運搬車の安全な取扱い要領

職場では、物品の移動・搬送、輸送、保管などに付随するものとして取扱運搬作業が必ずあり、その運搬手段として手押し台車やハンドリフト等の「手動荷役運搬機械」（手動運搬車）が多く用いられています。

これらの手動運搬車は、誰にでも安易に使えて便利なので、つい不安全な取り扱いになり、荷の落下、手足の挟まれ、人や設備等への衝突、腰の捻挫等の事故や災害が発生しています。

次の事項に注意して、手動運搬車を安全に取り扱いましょう。

- ▼使用前に、車輪がスムーズに回るか、片回りしないか、ストッパーは効くか、荷台に変形や損傷がないか等を点検する。
- ▼運搬車を選ぶときは、重量、高さ、容積を勘案して選び、無理に積まない。
- ▼荷を積む際は、車が動かないよう安定した場所で行い、ストッパーがあれば掛ける。荷崩れを起こさないよう注意して積む。
- ▼引く車、押す車を逆に運転しない。
- ▼共同作業者と運搬するときは、息を合わせ、合図を確認し合って行う。
- ▼運搬速度は一定にして、ゆっくり運転する。
- ▼運搬車に人力で積み降ろしする際は、特に腰痛防止を心掛ける。
- ▼台車の使用後は、決められた場所にきちんと置く。不具合は処置しておく、など。



3. 他社 事故・災害事例から：キャビネットの引き出しで手指を挫滅

(1) 災害発生状況

事業場の事務所で、女性事務職員（28歳、勤続8年）が、事務室内の金属製キャビネットから書類を取り出し、書類を見ながら腰で引き出しを押し込んだ際、引き出しに添えていた右手指をキャビネットのフレームとの間に挟まれ、第2指先端を挫滅し、永久一部労働不能の障害を受けました。



(2) 災害発生原因と補足事項

- ①重いキャビネットの引き出しを、後ろ向き状態で、無造作に腰で押し込んだこと。
- ②書類の内容に注意を奪われて、手元の危険な状態に無頓着だったこと。
- ③キャビネットの引き出しは重量があっても軽く動くため、つい不用意に取り扱ったこと。
- ④これまでも同様の行為が見られたが、注意をしたりされたりしなかったこと、など。

(3) 再発防止対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要です。

- ①キャビネットの引き出しが急に強く閉まらないようメーカーに調整等を依頼する。
- ②事務やスタッフ部門でも始業前ミーティング等を活用して安全意識の高揚を図る。
- ③事務所内の設備や備品、機械等の安全対策と安全な取り扱い方等を教育する、など。

●環境安全部より：

事務部門は現場に比べて事故が起きる可能性が低いと思いがちです。但し、高い場所にある荷物を取る時に脚立を使わず回転いすに乗って怪我をしたり、ドアの開け閉め時の怪我、ながらスマホにより階段を踏み外し怪我をする等多くの危険があります。事務所においても事故につながる可能性のある行動は取らない様お願い致します。尚、当社においては、「ながらスマホ禁止」となっております。

4. 当社 良い事例（抜粋）

●前橋工場

①重量物である定置塗装品の保管台にアングルを取り付けて安定化を実施



②重量物対策として、タップ穴を開けてアイボルト等を差し込めるようにし、クレーン使用を可能にした



5. ヒヤリハット事例

●事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	作業中
どこで	作業場所
何をしている時に	製品をバスケットに箱詰めしているとき
どうなった	バスケットの蓋を半分上げた状態で作業していたら蓋が下がってきた（上げた時に自然に止まったのでそのまま作業していた）